

令和元年 8 月 27 日
道路局 環境安全・防災課

園児等子供が日常的に移動する経路の安全確保に関する 地方公共団体（道路管理者）の取組状況【第一報】

本年 5 月 8 日に大津市で発生した園児の死亡事故を受けて、直後から多くの地方公共団体等において安全点検等を独自に実施しているところですが、6 月末までの取組状況がまとまりましたのでお知らせします。

〔独自の点検の取りまとめ結果〕

- 滋賀県において、現時点で対策予定とされた箇所は 702 箇所です。（うち、大津市 373 箇所）
- 全国で、点検が実施された市区町村数（点検箇所を有する市区町村数）が多いのは兵庫県（38）です。

国土交通省としては、これらの点検結果を受けての安全対策の実施に対し、緊急性等を踏まえた支援を検討して参ります。

また、「未就学児等および高齢運転者の交通安全緊急対策注1）」に基づき、秋までに保育所、幼稚園等の対象施設と、教育委員会等の所管又は担当する機関が実施する点検や点検結果を踏まえた対策注2）についても積極的に支援していく予定です。

注1）令和元年 6 月 18 日 昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定「1. 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保」の「(1) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」に「緊急安全点検を本年 9 月末までに実施し、所管機関において、本年 10 月中に結果の概要を集約する」とされている。

注2）以下の様な対策メニューの中から地域に応じたものを選択、または組み合わせる対策が想定されます。

・局所的な対策が必要な箇所

防護柵の設置、路肩のカラー舗装化、標識・路面標示の設置 等

・面的な対策が好ましい箇所

一定の区域について通過交通の進入や速度の抑制を図る対策（エリアの指定、ハンブ・狭さく・ライジングボラード等の設置）

・幹線道路への交通転換

交差点改良や道路拡幅など、改築を伴う対策

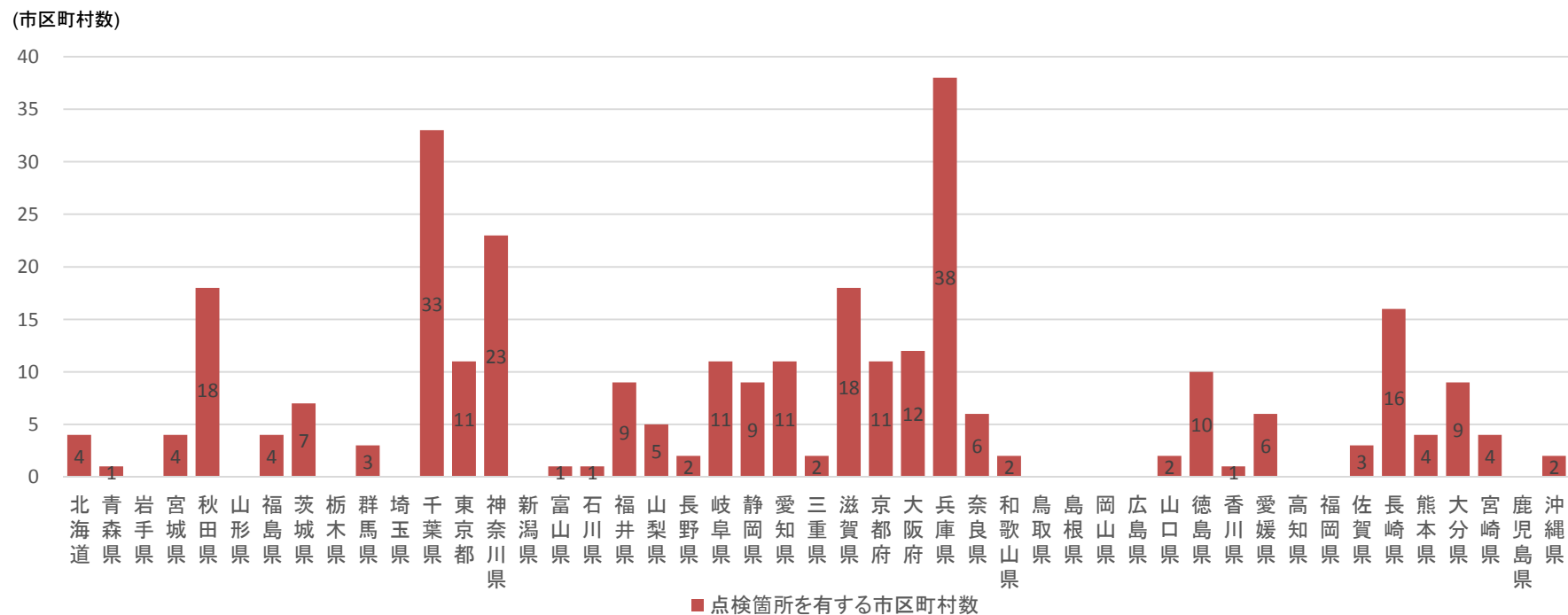
・別添資料①：緊急安全点検に先行した点検の実施結果（都道府県別）

・別添資料②：緊急安全点検に先行した点検が行われた市区町村数（都道府県別）

〈問い合わせ先〉

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 課長補佐 近藤
代表 03-5253-8111（内線 38104） 直通 03-5253-8907 FAX 03-5253-1622

点検箇所を有する市区町村数(令和元年6月末現在)



- 本年5月8日に大津市で発生した園児の交通死亡事故等をうけ、昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議が開催、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を取りまとめた。

■ 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の骨子

1. 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保

- (1) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施
- (2) 子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進
- (3) 地域ぐるみで子供を見守るための対策等
- (4) 小学校の通学路の合同点検

2. 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進

- (1) 安全運転サポート車の普及推進等
- (2) 運転に不安を覚える高齢者等の支援
- (3) 高齢運転者に優しい道路環境の構築

3. 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実

- (1) 公共交通機関の柔軟な活用
- (2) 制度の垣根を越えた地域における輸送サービスの充実
- (3) 自動運転技術等新たな技術を活用した新しい移動手段の実用化

等

1. 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保

(1) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施

関係省庁連携の下、幼稚園、保育所、認定こども園等の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保する。このため、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、その所管機関や道路管理者、警察等の連携・協力により、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検を本年9月末までに実施し、所管機関において、本年10月中旬に結果の概要を集約する。これを踏まえ、関係機関等において 対策を具体化し、本年度内から順次対策に着手し、着実に必要な対策を推進する。

(2) 子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進

緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備等着手可能な事業から早急に道路交通環境の整備を進める。

○安心安全な歩行空間の整備

交通安全施設等の整備強化に加え、歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、防護柵の設置、無電柱化、踏切対策、環状交差点化等により安全・安心な歩行空間の整備を進める。

緊急性の高い箇所については、経路の見直しも含め早急に対策に着手するとともに、緊急安全点検を受けて、所管機関等において、本年10月中旬に対策が必要な箇所数等を取りまとめる。これをもとに本年度内に本格対策着手、可能な限り短い年数での対策完了を目指す。

○ゾーン30はじめ生活道路の交通安全

ゾーン30の整備等の面的な対策を含めて必要な交通安全施設等の整備等を推進するとともに、ゾーン30と連携したハンプ、狭さくの設置等のエリアとしての速度抑制等の対策をETC2.0等のデータを活用して効果的に実施する。

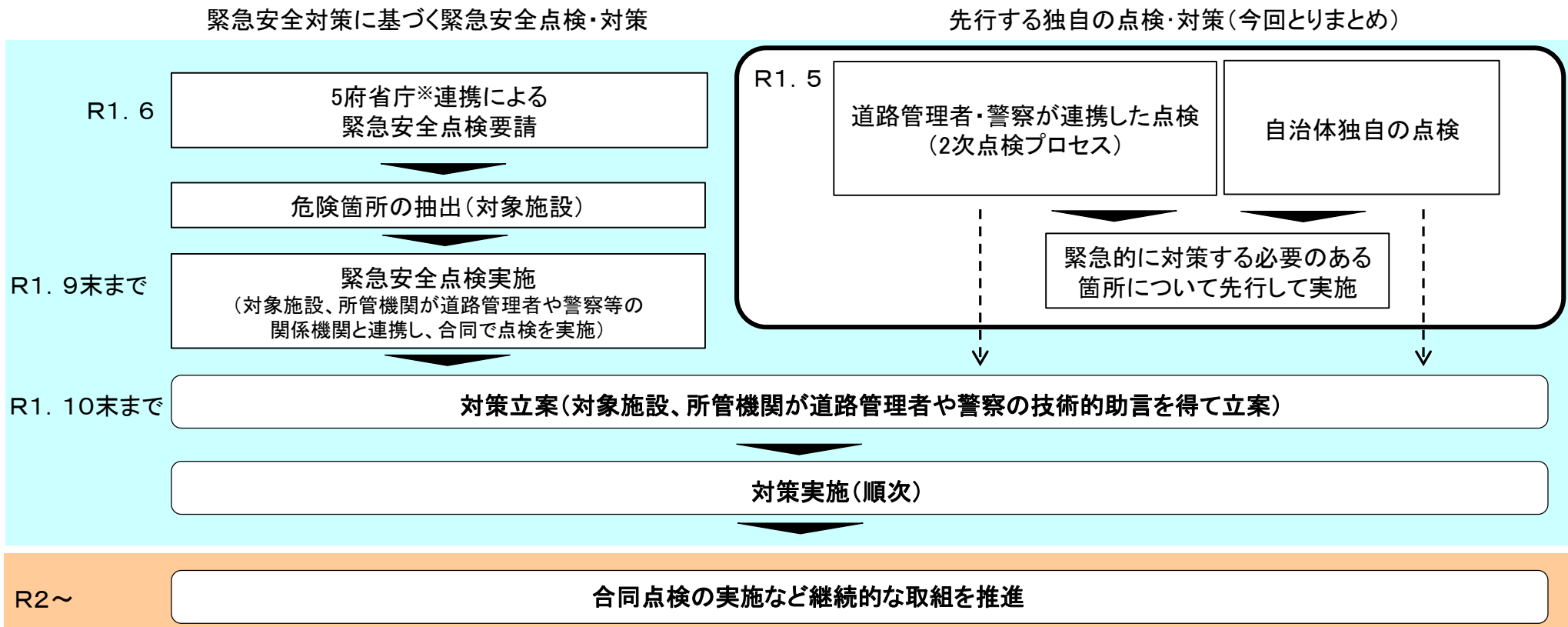
○幹線道路と生活道路のエリアの機能分化

交差点改良や改築等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。

(3) 地域ぐるみで子供を見守るための対策等 (略)

(4) 小学校の通学路の合同点検 (略)

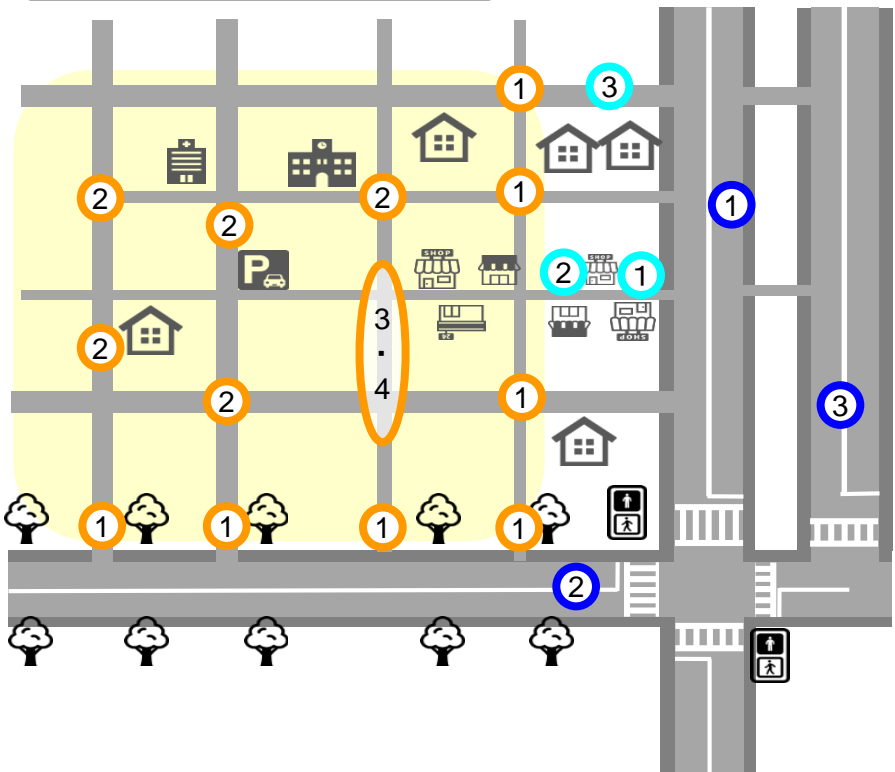
- 緊急安全対策に基づく、子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検に関しては、保育所、幼稚園等の対象施設と、教育委員会等の所管又は担当する機関(以下、所管機関)が、道路管理者及び警察と連携し9月末までに実施。
- 点検結果を受けて、対象施設と所管機関は、道路管理者及び警察から助言を得つつ、対策案を10月末までに立案。
- これに先行して実施されている「地方公共団体による独自の点検」や「警察と道路管理者による類似事故等防止の取組(2次点検プロセス)」に関しては、対策含め逐次実施。



※国土交通省、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び警察庁

道路管理者が主体的に実施する対策メニュー

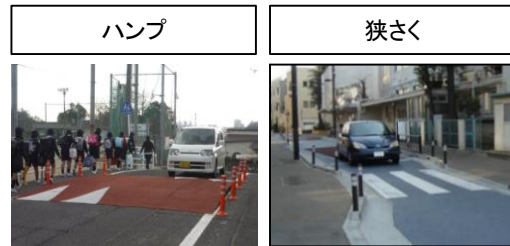
生活道路対策エリア・ゾーン30



Ⅱ エリア(面的)対策

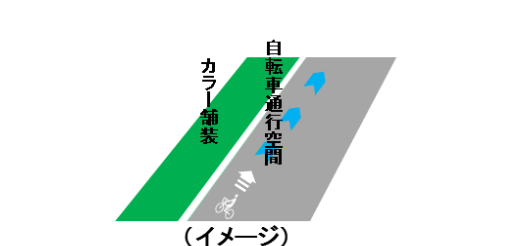
① 進入口を入りにくくするための対策
例: スムース歩道、ライジングボラード

② 走行速度を抑制するための対策
例: ハンプ、狭さく、シケイン、ブロック舗装



③ 歩行者の空間を確保するための対策
例: 防護柵、路肩のカラー舗装

④ 歩行者・自転車の空間を優先して確保するための対策



Ⅰ 局所的対策

対策例: ①防護柵の設置、②歩行者と自転車の利用空間の分離、③無電柱化 等

●歩行者と自転車利用空間の分離例



●無電柱化の例



Ⅲ 幹線道路対策

対策例: ①車線の拡幅・歩道の整備、②右折レーン設置、③バイパスの整備 等

●車線の拡幅・歩道の整備例



●右折レーンの設置例

